

北海道告示第11003号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和5年7月11日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
千歳市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
千歳恵庭圏都市計画下水道事業 千歳公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和39年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
昭和36年建設省告示第1915号、昭和38年建設省告示第1417号、昭和39年建設省告示第1582号、昭和44年建設省告示第2907号、昭和48年北海道告示第2442号、昭和54年北海道告示3998号、昭和62年北海道告示第721号、昭和63年北海道告示第1489号、平成4年北海道告示第712号、平成5年北海道告示第1109号、平成6年北海道告示第1162号、平成8年北海道告示第525号、平成10年北海道告示第1757号、平成12年北海道告示第1210号、平成13年北海道告示第1546号、平成18年北海道告示第10290号、平成20年北海道告示第10454号、平成21年北海道告示第10139号、平成24年北海道告示第10328号、平成26年北海道告示第10265号、平成29年北海道告示第10780号、平成31年北海道告示第10400号及び令和3年北海道告示第10396号の事業地のうち、北信濃、桜木4丁目、自由ヶ丘2丁目、自由ヶ丘3丁目、自由ヶ丘6丁目、北斗2丁目から5丁目及び上長都地内において事業地を変更する。